

## 高梁市E V急速充電設備整備事業 仕様書

本仕様書は、高梁市が実施するE V急速充電設備整備事業について必要な事項を定めるものである。

### 1. 事業名

高梁市E V急速充電設備整備事業（以下「本事業」という。）

### 2. 事業内容

本事業は、本市が所有する既設E V急速充電設備 1 基の更新（撤去及び設置）と未設置施設へのE V急速充電設備 1 基の新設、運用をするものである。既設E V急速充電設備の撤去、設備の設計、設置工事、維持管理、E V急速充電設備利用システム等の整備、運用等を事業者が一体的に行うこととし、それらにかかる一切の費用は事業者の負担とする。

なお本市は、E V急速充電設備の設置に必要な用地等について、高梁市財務規則の規定に基づき行政財産の目的外使用を許可するものとする。

### 3. 事業の実施に伴う条件等

- （1）本市と事業者は、本事業を円滑に実施するため、E V急速充電設備の整備に関する協定を締結するものとする。なお事業者が本市との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。
- （2）事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V急速充電設備の整備及び管理に関する本市との合意事項（協定等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- （3）事業者は、本事業の継続が困難となった場合は、市の承認を得たうえで新たな事業者に事業を承継させることができる。この場合において、新たな事業者は本仕様書及び協定等に定める一切の義務を引き継ぐものとする。なお、新たな事業者への義務の承継が困難な場合は、事業者の責任と負担において設備を撤去し、原状回復を行わなければならない。
- （4）既設E V急速充電設備の撤去、設備の設計、設置工事、維持管理、E V急速充電設備利用システム等の整備、運用等本事業に係る一切の費用は事業者が負担することとし、本市に新たな財政負担を生じさせない提案とすること。
- （5）本事業の実施に伴い国の補助事業等を活用する場合は、事業者により申請を行い、補助事業等の条件に適した内容で実施すること。
- （6）設備の継続設置義務（移設・撤去できない期間がある等）や本市に対して協力・調整を求める事項など、設置施設の運営や市有地の利用等に何らかの制約や条件が生じる場合は、あらかじめ企画提案書にその内容を詳細に明記すること。
- （7）本市が許可した行政財産の目的外使用に係る使用料（以下「行政財産使用料」という。）については、市の規定により算定した価格を下限とし、事業者が提案する額を市へ納付すること。
- （8）事業者は、「4. 設置施設」及び別紙図面に示す設置可能範囲にE V急速充電設備を設置すること

とし、設置施設の運営・維持管理等に支障をきたすことのないよう設備の規模を検討すること。また一般車両の出入りや歩行者の動線に十分配慮し、設備周辺の安全を確保した配置・設計とすること。

なお「４．設置施設」に示す以外の市有施設へ設置希望がある場合は、企画提案書へ明記すること。

- (9) 既設ＥＶ急速充電設備の更新や新設に係る工事について、事業者は、事前に設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。また工事にあたり駐車場の一部規制等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。

## 4. 設置施設

更新及び新設する施設は、以下のとおりとする。なお詳細な位置は別紙図面を参考すること。

### ■更新

|                |                                                                                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名            | 高梁市役所本庁舎 来庁者駐車場                                                                                                                        |
| 所在地            | 高梁市松原通２０４３番地                                                                                                                           |
| 行政財産使用料<br>下限額 | 年額 １，５４６円／㎡                                                                                                                            |
| 既設設備           | 型番等：ニチコン株式会社 NQC-A202<br>設置年月：２０１６年３月<br>台数：１基（１口）                                                                                     |
| 備考             | ・駐車場入口にアコーディオン門扉があり、以下のとおり開閉している。<br>開庁日（平日）の前日は２２：００に施錠し、翌日の８：００に開錠。<br>閉庁日（休日、祝日）の前日は閉場しない。<br>・駐車場をイベント会場として使用することがあり、使用する日は駐車できない。 |

### ■新設

|                |                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 施設名            | 有漢地域センター 駐車場                                                       |
| 所在地            | 高梁市有漢町有漢３３８７番地                                                     |
| 行政財産使用料<br>下限額 | 年額 １３５円／㎡                                                          |
| 既設設備           | なし                                                                 |
| 備考             | ・駐車場入口に門扉等はなく、２４時間開放している。<br>・駐車場をイベント会場として使用することがあり、使用する日は駐車できない。 |

## 5. 事業期間等

### (1) 事業期間

ＥＶ急速充電設備の利用を開始した日から起算して５年間以上とし、具体的な年数については、事業者との協議において決定するものとする。

### (2) ＥＶ急速充電設備の利用開始日

ＥＶ急速充電設備の整備に関する協定締結から６か月以内にＥＶ急速充電設備の利用を開始するものとする。

## 6. EV急速充電設備の仕様及び運用について

- (1) 設置するEV急速充電設備は、CHAdeMO規格に準拠し、最大出力50kW以上のものとする。また本体色は、高梁市景観条例等の趣旨を踏まえ、周辺景観と調和する落ち着いた色彩（ダークグレー、ブラウン等の低彩度・低明度な色合い）とすること。
- (2) EV急速充電設備の電力については、事業者が新規に電線引込工事を行ったうえで、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより直接調達すること。
- (3) 事業者は、自らの責任において維持管理（保守点検・清掃等）を行い、設備を良好な状態に保つこと。なおEV急速充電設備に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。なお第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

[illegible]

既設EV急速充電設備

有漢地域センター 駐車場

